

# 特定非営利活動法人くまもと未来 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人くまもと未来という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県熊本市東区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域住民の方々に対して地域の情報を文章化、映像化又は音声化し、新聞、テレビ、ラジオなどのメディアを使って発信するための企画、取材、編集などの技術養成及び、農林水産業、環境保全、国際交流、地域福祉など多様な分野で総合的にまちづくりを企画、実践できる人材の養成を行うことにより、住民自らが情報発信やまちづくりを主体的に行うことができる豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

まちづくりの推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

### 特定非営利活動に係る事業

- 1 産業、文化、社会教育等の地域情報を文章、映像、音声で制作する技術を持った人材を養成する事業
- 2 住民自らが行う地域情報の企画、取材、編集などの制作活動に対する技術援助
- 3 住民自らが制作する地域情報を、テレビ、ラジオ等のメディアで発信するためのプロデュース活動
- 4 農林水産業や、環境保全、国際交流、地域福祉など地域活性化のための推進方策を住民と共に企画立案及び実践する事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、実践活動をする個人及び団体
- (2) 贊助会員 この法人の目的に賛同して入会し、実践活動を支援する個人及び団体
- (3) 特別会員 この法人の目的に賛同して活動費を支援する個人及び団体

#### (入会)

第7条 会員の入会については特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。但し、特別会員を除く。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができます。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

#### (捻出金品の不返還)

第12条 既に納められた入会金、会費その他の捻出金品は、返還しない。

### 第4章 役員及び職員

#### (種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人
  - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

#### (選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない

(職務)

- 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならぬ。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に關し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

### (種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

### (構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

### (権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）  
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

### (開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

### (招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった時は、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までには通知しなければならない。

### (議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

### (定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

### (議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決件は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又はほかの正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。
  - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき

- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに理事に通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決件は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品

- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行なうものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により、予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算に基づく収益費用とみなす。

(予算の補正)

第44条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の補正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり翌年7月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1号第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、国又は地方公共団体に譲渡するものとする。

（合併）

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

（公告の方法）

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第10章 雜則

（細則）

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 岸 本 晃

副理事長 松本 和子  
理 事 前田 岩男  
監 事 廣瀬 和夫

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成13年9月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成13年7月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

・ 正会員個人	10, 000円	・ 賛助会員個人	5, 000円
団体	30, 000円	団体	15, 000円

(2) 会費

① 年会費

・ 正会員個人	12, 000円	・ 賛助会員個人	6, 000円
団体	36, 000円	団体	18, 000円

② 特別会員会費

・ 団体、個人とも 1口	10, 000円
--------------	----------

令和2年度事業報告書  
令和2年8月1日から令和3年7月31日まで

特定非営利活動法人くまもと未来

**1 事業の成果**

- ・コロナ禍で競技ができないスペシャルオリンピックスのアスリートおしゃべりタイムのサポートでアスリートのコミュニケーション能力向上を支援した。
- ・ケーブルTV番組に身近な情報を住民ディレクター視点で発掘、写真と電話出演で発信した。
- ・全国各地の住民ディレクターが「食」と「暮らし」をテーマにzoomにてインターネット配信し、全国ネットワークの交流機会を増やした。
- ・各地域において保存が望まれる地域情報を映像で記録しライブラリー化する制作及び活動を支援した。

**2 事業の実施に関する事項**

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施回数	実施場所	従事者的人数(のべ)	受益対象者の範囲および人数	支出額(千円)
①産業文化社会教育等地域情報を文章映像音声で製作する技術を持った人材を養成する事業	人材を養成する講座は行わなかった。					
②住民自らが行う地域情報の企画取材編集などの制作活動に対する技術援助	SOアスリートzoomミーティングのサポート	年18回	熊本県	18	180人	30
③住民自らが制作する地域情報をテレビラジオ等のメディアで発信するためのプロデュース活動	ケーブルTV中央区エリア特派員として地域情報発信  「いただきますごちそうさま」ネット放送	年4回  年3回	熊本県	4  3	不特定多数  不特定多数	20  20
④農林水産業や環境保全、国際交流、地域福祉など地域活性化のための推進方策を住民とともに企画立案及び実践する事業	各地域において保存が望まれる地域における情報を映像で記録しライブラリー化する制作活動を支援した。  スペシャルオリンピックスビデオ班記録制作	1回	熊本県	18	不特定多数	58

## 令和2年度 活動計算書

令和2年8月1日から令和3年7月31日まで

特定非営利活動法人くまもと未来

科目	金額 (単位:円)		
I 経常収益			
1 受取会費	42,000	42,000	
正会員受取会費 6,000円×7名			
賛助会員受取会費			
2 受取寄附金		0	
受取寄附金			
施設等受入評価益			
3 受取助成金等		0	
受取民間助成金			
4 事業収益		0	
地域情報人材養成事業収益			
地域情報制作活動支援事業収益	0	30,000	
地域情報発信事業収益			
地域情報映像制作事業収益	30,000		
5 その他収益		30,000	
受取利息			
雑収入・持続化給付金	182,001	182,001	
経常収益計			254,001
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
臨時雇賃金			
法定福利費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
旅費交通費	200		
通信運搬費			
印刷製本費			
消耗品費	1,348		
消耗什器備品費			
水道光熱費	100,000		
地代家賃			
委託費			
会議費	27,000		
雑費			
その他経費計	128,548		
事業費計			128,548
2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当			
役員報酬			
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
旅費交通費	700		
通信運搬費			
消耗什器備品費	50,000		
消耗品費			
事務作業費費	10,000		
水道光熱費			
地代家賃			
事務用品費			
会議費			
雑費	11,900		
その他経費計	72,600		
管理費計			72,600
経常費用計			201,148
当期経常増減額			52,853
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0		
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0		
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			52,853
前期繰越正味財産額			116,380
次期繰越正味財産額			169,233

## 計算書類の注記(令和2年度)

### 1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

\*\*\*\*\*

#### (2) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

施設の提供等の物的サービスの受入れは、活動計算書に計上しています。

また計上額の算定方法は「3. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」に記載しています。

#### (3) ボランティアによる役務の提供

ボランティアによる役務の提供は、「4. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として注記しています。

#### (4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

### 2. 事業費の内訳

単位:円

科目	産業、文化、社旗教育等の地域情報を文章、映像、音声で制作する技術を持った人材を養成する事業費	住民自らが行う地域情報の企画、取材、編集などの製作活動に対する技術援助事業費	住民自らが制作する地域情報を、テレビ、ラジオ等のメディアで発信するためのプロデュース活動事業費	農林水産業や、環境保全、国際交流、地域福祉など地域活性化のための推進方策を住民と共に企画立案及び実践する事業費	合 計
(1) 人件費 給料手当				0	0
臨時雇賃金				0	0
法定福利費				0	0
人件費計	0	0	0	0	0
(2) その他経費 旅費交通費				200	200
通信運搬費				0	0
印刷製本費				0	0
消耗品費				1,348	1,348
消耗什器備品費		30,000	40,000	30,000	100,000
水道光熱費				0	0
地代家賃				0	0
委託費				27,000	27,000
会議費				0	0
雑費				0	0
その他経費計	0	30,000	40,000	58,548	128,548
合 計	0	30,000	40,000	58,548	128,548

貸借対照表  
令和3年7月31日現在

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1. 流動資産	[ 169,233 ]	1. 流動負債	[ 0 ]
(1) 現金預金	( 169,233 )	未払金	0
現金	28,380	短期借入金	0
普通預金	140,853	2. 固定負債	[ 0 ]
定期預金	0	3. 引当金	[ 0 ]
(2) 棚卸資産	( 0 )		
(3) その他流動資産	( 0 )		
未収入金	0		
2. 固定資産	[ 0 ]		
(1) 有形固定資産	( 0 )		
建物	0		
構築物	0		
什器備品	0		
(2) 無形固定資産	( 0 )		
電話加入権	0		
出資金	0		
(3) その他の固定資産	( 0 )		
		負債合計	0
		正味財産の部	
		正味財産	169,233
		当期正味財産増加額	( 52,853 )
		前期繰越正味財産額	116,380
		正味財産合計	169,233
資産合計	169,233	負債及び正味財産合計	169,233

財産目録  
令和3年7月31日現在

(単位：円)

資産の部		
科 目	金 額	
1. 流動資産	[ 169,233 ]	
(1) 現金預金	( 169,233 )	(注1) 普通預金の内訳
現金	28,380	肥後銀行 子飼橋支店 126,083
普通預金	140,853	熊本銀行 中央支店 14,770
定期預金	0	
(2) 債権資産	( 0 )	
(3) その他流動資産	( 0 )	
未収入金	0	
2. 固定資産	[ 0 ]	
(1) 有形固定資産	( 0 )	
建物	0	
構築物	0	
什器備品	0	
(2) 無形固定資産	( 0 )	
電話加入権	0	
出資金	0	
(3) その他の固定資産	( 0 )	
資産合計	169,233	

負債の部		
科 目	金 額	
1. 流動負債	[ 0 ]	
未払金	0	
短期借入金	0	
2. 固定負債	[ 0 ]	
3. 引当金	[ 0 ]	
負債合計	0	

正味財産の部		
正味財産	169,233	
当期正味財産増加額	( 52,853 )	
正味財産合計	169,233	
負債及び正味財産合計	169,233	

以上、令和2年度の決算をご報告いたします。

令和3年 7月 10日  
特定非営利活動法人 くまもと未来 理事長 岸本 晃

上記の会計報告について監査いたしましたが異常は認められませんでした。

令和3年 7月 10日  
特定非営利活動法人 くまもと未来 監事 佐藤 正

令和4年4月11日現在

役員名簿

特定非営利活動法人くまもと未来

役名	氏名	住所	報酬の有無
理事長	岸本 晃	[REDACTED]	なし
副理事長	澤 啓子	[REDACTED]	なし
理事	吉村 明子	[REDACTED]	なし
監事	佐藤 正	[REDACTED]	なし